

一般国道115号（福島・霊山・相馬間）整備促進期成同盟会規約

（名 称）

第1条 本会は、一般国道115号（福島・霊山・相馬間）整備促進期成同盟会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、一般国道115号福島・霊山・相馬間の改良整備の促進を図り、この沿線地域における産業、経済、文化、観光の発展並びに住民生活の向上を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）関係機関に対する要望・陳情
- （2）その他目的達成に必要な事項

（組 織）

第4条 本会は、別表に定める団体を持って組織する。

（役 員）

第5条 本会は、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理 事 若干名
- （4）監 事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、職名をもって交代する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。但し、会長の属する市町村からの負担金の徴収等に係る職務については、会長が指名した副会長が総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第7条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、必要に応じ会長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、予算、決算、事業計画、その他重要な事項を審議する。

3 役員会は、本会の運営上必要な事項及び総会に付議すべき議案を審議する。

4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を福島市建設部路政課内に置く。

(会計)

第10条 本会の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則 1. この規約は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則 1. この規約は、平成17年5月10日から施行する。

附 則 1. この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 1. この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 1. この規約は、令和元年5月20日から施行する。

別表

市 町 村	市町村議会	商工会議所・商工会
福 島 市	福島市議会	福島商工会議所
相 馬 市	相馬市議会	相馬商工会議所
南 相 馬 市	南相馬市議会	—
伊 達 市	伊達市議会	伊達市商工会
		保原町商工会
新 地 町	新地町議会	新地町商工会
桑 折 町	桑折町議会	桑折町商工会
飯 舘 村	飯舘村議会	飯舘村商工会

(構成 2 1 団体)